

個人で利用できる労働相談・労働紛争解決制度のご案内

令和4年9月1日現在

機 関	①静岡地方裁判所 ②静岡地方裁判所浜松支部	静岡県経済産業部 就業支援局 労働雇用政策課	静岡県労働委員会	静岡県弁護士会	静岡県社会保険 労務士会	日本司法支援センター 静岡地方事務所 「法テラス」	日本産業 カウンセラー協会 中部支部ADRセンター	静岡県労働局			
	雇用環境・均等室		総合労働相談コーナー		労働基準監督署						
連絡先	① 054-251-3170 ② 053-453-7166	0120-9-39610 (フリーアクセス)	054-221-2286	備考欄参照	054-249-1101	備考欄参照	052-618-7852 (ADR専用電話)	054-252-5310	054-252-1212 (備考欄参照)	備考欄参照	
曜 日	月～金(土日祝を除く)	月～金(土日祝を除く)	月～金(土日祝を除く)	月～金(土日祝を除く)	月～金(土日祝を除く)	月～金(土日祝を除く)	月～金(土日祝を除く)	月～金(土日祝を除く)			
時 間	8:30～12:15 13:00～17:00	9:00～12:00, 13:00～16:00	8:30～17:15	9:00～12:00 13:00～17:00	10:00～16:00	9:00～17:00	9:00～17:00	8:30～17:15	9:30～17:00 (富士、磐田は9:00～16:30)	8:30～17:15	
労 働 相 談	費用	—	無料	—	初回無料	無料	法律相談は無料 (ただし資力基準の要件あり)	調停前の相談は無料	無料	無料	無料
	内 容	なし (下記制度の申立て等の手 続説明は行っています。)	3か所(東部、中部、西 部)の県民生活セン ター等で実施(電話・面 接)。 相談者に対し法令、判 例の説明、アドバイスま で。 無料弁護士相談(各セ ンター 月1回)は予約 制。※メール相談も実 施	—	解雇や賃金不払い等の労 働問題、生活保護及びこ れに関連する専門相談で す。	労働相談(電話・対面) は、毎週金曜日13時～1 7時 お問い合わせ・ご予約は ☎0570-064-794 (共通ダイヤル)まで。	・法律相談援助は弁護 士、認定司法書士による 無料相談。	ADRセンター事務局より、 電話もしくは面談にてご相 談後、今後の手続きの詳 細についてご案内いたし ます。 相談料は無料です。 (正式に調停を申し立てる 時に、費用が発生いたし ます) 調停はご希望があれば休 日も検討いたします。	労働問題に関するあらゆる民事分野について、労働 者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が 面談あるいは電話でお受けしています。 ※主に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、 パートタイム労働法に関する相談は、054-252-5310 まで。その他の相談は、054-252-1212へお問い合わ せください。	労働基準関連法違 反に関する相談をお 受けしています。	
紛 争 解 決 制 度	制度概要	【労働審判手続】 労働審判官(裁判官)と労働 関係に関する専門的な知識 と経験を有する労働審判員2 人で組織された労働審判委 員会が、個別労働紛争を、原 則として3回以内の期日で審 理し、適宜調停を試み、調停 による解決に至らない場合に は、事案の実情に即した柔軟 な解決を図るための判断(労 働審判)を行うという紛争解 決手続です。 労働審判に対して異議申立 てがあれば、労働審判はそ の効力を失い、訴訟手続に 移行します。	—	【個別的労使紛争のあっ せん】 あっせん人が双方の言い 分を聞いた上で、解決(和 解)できるよう努力する制 度です。 【仲裁】 双方が仲裁人に判断を任 せるという合意をした上 で、仲裁人の判断に従う ことにより紛争を解決する 制度です。	【あっせん】 あっせん委員(特定社会 保険労務士)が、簡易、迅 速、低廉に解決(和解の 仲介)する機関です。	【あっせん】 あっせん委員(特定社会 保険労務士)が、簡易、迅 速、低廉に解決(和解の 仲介)する機関です。	民事法律扶助	【調停】 双方の言い分を、50年 にわたる産業カウンセリング 活動で培った傾聴スキル で、産業カウンセラー・特 定社労士の資格等を持つ 調停員がしっかりと聴き し、相互理解を深めるな かで、WIN-WINの円満解 決のお手伝いをいたしま す。	男女雇用機会均等法、育 児・介護休業法、パート タイム労働法、労働施策 総合推進法に基づく①労働 局長による紛争解決援助 (助言、指導、勧告)又は ②調停会議による調停を 行います。	個別労働関係紛争の解決 の促進に関する法律に基 づく①労働局長による助 言・指導又は②紛争調整 委員会によるあっせんを 行います。	労働基準法第104条 に基づく申告を受け て行政指導を行いま ず(民事の紛争解決 制度ではありません 。)
	申込手続	申立てに際しては、申立書等 の書類の提出が必要です。 管轄裁判所は、相手方の住 所・営業所等により定まりま す。なお、県内では、静岡地 方裁判所と静岡地方裁判所 浜松支部で労働審判手続を 取り扱っています。	—	県内3か所の県民生活セ ンターの労働相談窓口 で、書面により申請してく ださい。	弁護士会窓口であっせ ん・仲裁申立	まずは、労働紛争解決セ ンターにお電話ください。 ☎054-249-1101	—	【調停手続の進行】 調停の申立→申立の受理 →相手方の応諾意思確認 →担当調停者の選任→第 1回調停期日→第○回調 停期日→調停手続の終了	①労働局長による紛争解 決の援助 口頭又は書面での申出 ②調停 書面による申請	①労働局長による助言・ 指導 口頭又は書面での申出 ②あっせん 書面による申請	口頭又は書面での申 出
	費用	申立手数料(請求額により金 額が変わります)、郵便切手 等	—	無料	申立手数料 10,000円(消費税別途)と 成立手数料	無料	代理援助、書類作成援助 については費用の立替可 能。ただし資力基準等援 助の要件あり。	【調停申立手数料】 27,000円(第1回調停期日 手数料を含む) 2回目以降の調停期日手 数料6,000円(申立人、相 手方各自負担)	無料	無料	無料
	開催回数	3回	—	原則1回	—	原則1回	—	4回	数回(調停)	原則1回(あっせん)	—
	解決目安 期間	約3か月	—	1～2か月	3か月以内	3か月以内	—	3か月以内	3か月以内(調停)	2か月以内(あっせん)	—
特 徴	確定した労働審判や成立し た調停の内容は、裁判上の 和解と同じ効力があり、強制 執行を申し立てることも可能 です。	—	労働問題に詳しい、公・ 労・使の三者のあっせん 員が、公正に紛争解決の お手伝いをします。あっせ んは、県庁、東部又は西 部の県民生活センターの うち、紛争当事者が利用し 易い会場で開催します。 話し合いによる解決を促 す制度であり、強制力は ありません。	静岡県弁護士会所属の弁 護士があっせん・仲裁人 になります。受付は、静 岡・浜松・沼津各支部で可 能です。	あっせんは、原則として 毎月第3土曜日13時～2 0時の希望する時間、又 は申立人が希望される日 時に開催。 申立人の近隣地区を会 場とすることも可能。	資力に乏しい方に対する 法的援助サービス 民事訴訟、労働審判制度 の代理援助。 ・代理援助は訴訟手続、 労働審判手続の代理人業 務を行う。 ・書類作成援助。	「対話促進型ADR」とい って、弁護士は同席しま せん。そのかわり、ベテ ランの産業カウンセラーが、紛 争当事者の間に入って、 双方の気持、言い分を しっかりと聴きし、話し 合いを促進することによ って、対立する仲を友好的 に変えるという積極的 な解決方法を目指してい ます。	いずれも労使間の私法上の紛争について、紛争当事 者間の話し合いによる円満な解決を促進する制度で、 当事者の意見を尊重しつつ、迅速・簡便に行うことを 目的とした行政サービスです。 調停、あっせんは第三者機関の委員が紛争当事者 間の調整を行い、解決を図ります。 いずれの制度も話し合いによる解決を促すものであり、 強制力はありません。	法違反等に対する行 政指導		

機 関	①静岡地方裁判所 ②静岡地方裁判所浜松支部	静岡県経済産業部 就業支援局 労働雇用政策課	静岡県労働委員会	静岡県弁護士会	静岡県社会保険 労務士会	日本司法支援センター 静岡地方事務所 「法テラス」	日本産業 カウンセラー協会 中部支部ADRセンター	静岡労働局		
								雇用環境・均等室	総合労働相談コーナー	労働基準監督署
URL	http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui/minzi/roudousinpan/index.html	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/roudousoudan/q_form03.html	http://www.pref.shizuoka.jp/roui	https://www.s-bengoshikai.com/	https://sr-shizuoka.or.jp/adr/	http://www.houterasu.or.jp/shizuoka/	http://www.counselor-chubu.jp/	https://isite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/kintou.html	https://isite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei-seido_tetsuzuki/kikaku03.html	https://isite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/kantoku.html
備 考	労働審判手続は、集中して審理を行うため、当事者が早期に的確な主張・立証を行うことが重要です。そのため、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談することが望ましいでしょう。 裁判所における個別労働紛争を解決する手続は、労働審判手続以外にも様々な手続がありますが、各手続の特徴と紛争の実情を踏まえて手続を選択することが大切です。	固定電話以外からは (東部) ☎ 055-951-9144 (中部) ☎ 054-286-3208 (西部) ☎ 053-452-0144 へお電話ください。	静岡県労働委員会は、労働組合法の規定に基づき、県に設置された機関です。 労働委員会では、「個別の労使紛争のあっせん」のほか、労働組合と使用者との紛争に係る「労働争議の調整」や、「不当労働行為の審査」などの業務を行っています。	静岡県弁護士会 ☎ 054-252-0008 静岡県弁護士会浜松支部 ☎ 053-455-3009 静岡県弁護士会沼津支部 ☎ 055-931-1848		法テラス静岡 ☎ 0503383-5400 法テラス沼津 ☎ 0503383-5405 法テラス浜松 ☎ 0503383-5410	現在、ADRセンターは、日本産業カウンセラー協会①本部②中部支部③関西支部④東京支部の4か所で稼働中です。 【本部ADRセンター】 ☎ 03-3438-4568 【中部ADRセンター】 ☎ 052-618-7852 【関西ADRセンター】 ☎ 06-6271-9495 【東京ADRセンター】 ☎ 03-6434-9132 【他調停にかかる費用】 ☆相手方が調停に応じないため調停手続が終了した場合は、調停申立手数料から3,000円を控除した残額を申立人に返還いたします。 ☆紛争の価額に応じて、成立手数料が発生いたします。 (詳細は、ホームページにてご確認ください)	総合労働相談コーナーは県下8か所にあります。 【労働局コーナー】 ☎ 054-252-1212 【浜松コーナー】 ☎ 053-541-7488 【静岡コーナー】 ☎ 054-686-1788 【沼津コーナー】 ☎ 055-933-5830 【三島コーナー】 ☎ 055-916-7335 【富士コーナー】 ☎ 0545-51-2255 【磐田コーナー】 ☎ 0538-82-3079 【島田コーナー】 ☎ 0547-41-4909	労働基準監督署は、県下7か所にあります。 【浜松署】 ☎ 053-456-8148 【静岡署】 ☎ 054-252-8106 【沼津署】 ☎ 055-933-5830 【三島署】 ☎ 055-986-9100 【富士署】 ☎ 0545-51-2255 【磐田署】 ☎ 0538-32-2205 【島田署】 ☎ 0547-37-3148	